

○宜野湾市民図書館条例

平成3年9月24日

条例第22号

改正 平成4年12月25日条例第30号

平成12年3月31日条例第35号

平成24年3月30日条例第9号

(設置)

第1条 宜野湾市は、市民の図書その他資料に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、図書館を設置する。

(平24条例9・一部改正)

(構成等)

第2条 図書館は、本館、分館、移動図書館等によって構成する。

2 本館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 宜野湾市民図書館

(2) 位置 宜野湾市我如古三丁目4番10号

(平4条例30・平24条例9・一部改正)

(職員)

第3条 宜野湾市民図書館(以下「図書館」という。)に、館長、専門的職員、事務職員、その他必要な職員を置く。

(平24条例9・一部改正)

(利用者の秘密を守る義務)

第4条 図書館は、図書館資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第5条 図書館の適正な運営を図るため、法第14条の規定に基づき、図書館に宜野湾市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から宜野湾市教育委員会が任命又は委嘱する。

3 委員は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平12条例35・全改、平24条例9・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則(平成4年12月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。